

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会臨時職員通勤手当取扱基準

1 支給対象臨時職員

通勤手当は、1か月以上継続して勤務することが予想される臨時職員に対し支給する。ただし、1か月未満の勤務の場合であっても、業務内容により通勤手当の支給が望ましいと認められる臨時職員に対しては、この限りではない。又、賃金として支給する業務で委託業務的な要素の強いものは、支給対象から除くものとする。

2 取扱いの原則

臨時職員に対する通勤手当の取扱いについては、原則として社会福祉法人青梅市社会福祉協議会就業規則（昭和54年規則第1号）第48条に定める正規職員の場合に準じ取り扱うものとする。

3 通勤手当の算出基準

- (1) 臨時職員が通勤のために、公共の交通機関又は交通用具を利用し、片道1キロメートル以上ある場合に支給し、その経路及び方法は、最も経済的かつ合理的と認められるものとする。
- (2) 通勤手当の支給額は日額を基本とし、1か月当たりの限度額は、正規職員の例により算出した月額計算による額とする。

ア 公共の交通機関利用

(ア) 月額の通勤手当

当該交通機関の利用区間にかかる1か月の大人通勤定期運賃とする。

(イ) 日額の通勤手当

1回の乗車料金の90%の額（5円未満の金額については切捨て、5円以上10円未満の金額については5円とする。）に2を乗じた額を1日の通勤手当額とする。

イ 交通用具利用

(ア) 月額の通勤手当

自動車等の使用距離に応じ、東日本旅客鉄道株式会社が定める電車特定区間の1か月の大人通勤定期運賃に相当する額（別表）とする。

(イ) 日額の通勤手当

算出した月額の通勤手当の25分の1の額（5円未満の金額については切捨て、5円以上10円未満の金額については5円とする。）を1日の通勤手当額とする。

ウ 併用利用

2種類以上の方法で通勤する場合は、それぞれの方法ごとに算出し、月額及び日額の通勤手当の合計額を支給する。

4 支給の始期及び終期

(1) 始期

雇用を開始したとき。

(2) 終期

支給要件を喪失したとき。

(3) 変更

通勤手当を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日から支給額を改定する。改定した日の属する月は、改定前後の1日の通勤手当を算定し、その額をそれぞれの通勤方法による実勤務日数に乗じて得た額の合計をその月の通勤手当額とする。

5 通勤手当の非課税額（所得税法（昭和40年法律第33号）第9条）

(1) 通常の月

ア 公共の交通機関利用

全額非課税（5万円を上限とする。）

イ 交通用具利用

通勤距離により段階的に非課税額（別表）が変わる（5万円を上限とする。）

ウ 併用利用

2種類以上の方法で通勤する場合は、それぞれの方法ごとに算出した非課税額の合計額とする（5万円を上限とする。）

(2) 通勤手当を改定した日の属する月

改定前後の1日の非課税額を算出し、その額をそれぞれの通勤方法による実勤務日数に乗じて得た額の合計をその月の非課税額とする。

ア 公共の交通機関利用

1日の通勤手当を非課税額とする。

イ 交通用具利用

月額非課税額の25分の1の額（5円未満の金額については切捨て、5円以上10円未満の金額については5円とする。）を日額の非課税額とする。

6 通勤手当を支給する日

実勤務日数とする。半日勤務日は1日として数え、有給休暇を取得し、その日に勤務しない場合は除く。又、勤務を要しない日に出勤した場合も実勤務日数に加える。

7 届出

臨時職員は、新たに雇用された場合及び次の各号に該等する場合は、通勤の実情を臨時職員通勤届により届け出なければならない。

(1) 勤務地の変更

(2) 住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更し、又は、通勤のために負担する運賃の額に変更があった場合

別表

通勤手当額等一覧表

距離(km)	通勤手当額		非課税額	
	月額(円)	日額(円)	月額(円)	日額(円)
1.0～2.0	3,780	150	3,780	
2.1～3.0	3,780	150	3,780	
3.1～6.0	4,730	185	4,730	
6.1～10.0	5,040	200	5,040	
10.1～15.0	6,300	250	6,300	
15.1～20.0	8,820	350	8,820	
20.1～25.0	11,340	450	11,340	
25.1～26.0	13,300	530	13,300	
26.1～30.0	13,550	540	13,550	
30.1～31.0	15,410	615	15,410	
31.1～32.0	15,830	630	15,830	
32.1～35.0	16,070	640	16,070	
35.1～36.0	17,430	695	17,430	
36.1～37.0	17,840	710	17,840	
37.1～38.0	18,190	725	18,190	
38.1～39.0	18,510	740	18,510	
39.1～40.0	18,580	740	18,580	
40.1～41.0	19,360	770	19,360	